j1 ≦ 7,000 のとき　j1 × 0.02
7,000 < j1 のとき　(j1 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

［略］

j2　令和7年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 6 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 7 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

j3　令和7年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 6 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 7 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［略］

F　第18条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（1／m）× 1.00064

1／mに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［略］

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00876304）−（A × 0.00432625）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00396833）−（A × 0.00200631）｝× 0.25

算式の符号

A　当該年度の各都道府県ごとの消費に相当する額として総務大臣が定める額

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和八年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　略］

二　令和八年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C

j1 ≦ 7,000 のとき　j1 × 0.02
7,000 < j1 のとき　(j1 − 7,000) × 0.03 + 140

算式の符号

［同左］

j2　令和6年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄の当該都道府県内の市町村ごとの額の合算額

j3　令和6年度の市町村税課税状況調第 20 表の表側「令和 5 年度」のうち「7 月」から「3 月」まで及び「令和 6 年度」のうち「計」、表頭「納税義務者数」欄の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数

［同左］

F　第18条第3項第1号の算式の符号Fに同じ。

G　第18条第3項第1号の算式の符号Gに同じ。

α　次の算式によつて算定した率

算式

（1／m）× 1.00023

1／mに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

［同左］

（地方消費税に係る基準財政収入額の算定方法の特例）

第十二条の四　当分の間、法附則第七条の三第一項に規定する加算する額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

｛（A × 0.00740898）−（A × 0.00367984）｝× 0.25 ＋｛（A × 0.00388089）−（A × 0.00194536）｝× 0.25

算式の符号

A　地方税法第 72 条の 114 第4項に規定する各都道府県ごとの消費に相当する額

（道府県民税の法人税割の基準税額の算定方法の特例）

第十三条　令和七年度に限り、道府県民税の法人税割の基準税額は、第十八条第四項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

［一　同上］

二　令和七年改正前の省令附則第十三条第一号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（㈠に定める額から㈡に定める額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額とする。

㈠　次の算式によつて算定した額

算式

（A ＋ B）× 0.75 ＋ C